

Title	《養老》の典拠と成立の背景：『養老寺縁起』と明徳四年の義満の養老の滝見物をめぐって
Author(s)	天野, 文雄
Citation	演劇学論叢. 2001, 4, p. 1-24
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97559
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

《養老》の典拠と成立の背景

——『養老寺縁起』と明徳四年の義満の養老の滝見物をめぐって——

天野文雄

はじめに

明徳四年（一三九三）九月一日、將軍義満は斯波・佐々木・畠山・山名・赤松らの諸將とともに京都を出発して、伊勢參宮の途についた。以後、つごう十回を数える伊勢參宮のこれが初度の旅路であった。ときに義満は三十六歳の壮年、応安元年（一三六八）に弱冠十一歳で將軍職についてすでに二十五年、左大臣（還任）の極官にあり、前年十月には、じつに五十七年にもおよんだ南北兩朝の並立を解消する歴史的事業をなして、その権力基盤がいっそう盤石化したところのことである。

この義満の伊勢參宮を伝えるほぼ唯一の資料である『足利治乱記』によると、義満はこのとき、九月六日に伊勢に到着、七日に參宮、八日には外宮内宮の神官に祿や小袖を賜り、伊勢三郡の奉行に奉幣使料として七千貫を与え、九

日には朝熊山と二見浦に出向き、二見浦では和歌を詠んでいる。この伊勢滞在中に、同行していた美濃国守護の土岐頼世が領国の名勝養老の滝の見物を義満につよく勧めたため、義満は十二日に伊勢を發つて養老の滝その他を見物し、そのあと、やはり同行していた近江国守護佐々木（六角）満高の居城観音寺城で遊興して、十九日に帰洛した。

この義満の最初の伊勢參宮で注目されるのは、義満がその帰途に土岐頼世の勧めで養老の滝を見物していることである。というのも、このときの義満の観瀑と養老の滝を舞台にした世阿弥作の脇能《養老》との関係が気になるからである。

もつとも、このとき義満が養老の滝を見物したという『足利治乱記』の記事については、同書の史料としての信憑性に照らすならば、ただちにこれを信じるわけにはいかないかもしれない。しかし、『大日本史料』は義満の事績として『足利治乱記』の記事を採用しているし、吉田東伍『大日本地名辞書』をはじめ、『角川日本地名大辞典』や

『平凡社日本歴史地名大系』などの地名辞典でも、『足利治乱記』によつて義満の養老の滝見物を記述しているから、日本史研究のうえでは、義満の観瀑は史実とみなされているようである。さらに、養老の滝がある岐阜県養老郡の養老町明徳みょうとくの船着神社ふなうちくには、現在、町指定の史跡として「足利義満船着場」がある。同神社あたりはかつて浜港として栄えていたようで、同地の伝承によると、明徳四年に左大臣足利義満が養老観瀑に訪れたときに、その船着き場を利用したといひ、明徳という地名はそのときにつけられたものだという（『養老町の文化財』『日本歴史地名大系』など）。これは口碑ではあるが、『足利治乱記』の記事の信憑性を裏づける有力な材料としてよいであろう。

たとえば、明徳という地名は全国的にみても珍しいものであり、それが年号の明徳に由来するという点などは、義満来訪の信憑性をいっそう高めるもののように思われる（養老町の明徳の地名としての初出は慶長ころ）。これについては、数少ない地名や寺名のなかで、長野市松代町の明徳寺や、群馬県利根郡月夜野町の明徳寺などのように、明徳年間創建のゆえをもつて、寺名に明徳の年号を冠している例があることも参照されよう。また、右の伝承では、養老の滝を見物したときの義満を左大臣としている。義満は観瀑直後の明徳四年九月十七日に左大臣を辞し、翌応永元年十

二月に太政大臣に任じられているが、滝を見物したときの義満はたしかに左大臣であった。右の伝承が、義満の官位をより高位の太政大臣とか通りのよい將軍とかではなく、正確に左大臣としているのも、その信憑性の一証としうるのではなからうか。また、『足利治乱記』はその記述から佐々木氏の一族の手になる史書かとされているが、その点に着目すると、同書の義満の養老の滝見物が、観音寺城における佐々木満高の義満饗応の直前におかれていることが注意される。『足利治乱記』が佐々木氏の一族の者の編であるとすると、義満の養老の滝見物は、編者がじかに見聞したことがらであることも十分考えられるのであつて、その点で信憑性が高い記事ということになるのではないだろうか。

以上のように、明徳四年に義満が養老の滝を見物したことはまず事実と認めてよいと思われるのであるが、この義満の養老の滝見物と《養老》の成立との関連については、新日本古典文学大系「謡曲百番」（西野春雄氏校注）の《養老》の解説の「素材・主題」の欄に、「なお明徳四年（一三九三）九月に、足利義満は伊勢参向の折、養老の瀧見物に下向しており（足利治乱記・明徳四年九月十八日条（大日本史料七ノ一））、これを背景にして作能された可能性もある。聖代に義満の治政を重ねているか」とされている。これは管見では《養老》の成立を義満の観瀑と関連させて考えよ

うとする唯一の指摘であるが、本稿の目的はまさしくその「可能性」の論証にあつて、世阿弥作の《養老》は、御用役者として義満の周辺にいた世阿弥（明徳四年には三十歳か三十一歳）によつて、この義満の養老の滝見物を契機として作られたのではないか、ということをも、主としてその典拠をめぐつて検討してみようとするものである。

なお、義満が養老の滝を見物したのは明徳四年の九月、その翌年の七月に改元があつて、年号は応永にあらたまる。一方、世阿弥の作である《養老》は資料上の初見が応永三十年（一四三三）の奥書をもつ『三道』で、いわゆる「新作の規範曲」二十九曲のなかの一つである。この二十九曲中、世阿弥作の二十二曲は、『三道』の末尾に、「応永年内の作能の数々、末代にもさのみ甲乙あらじと覚えたり」とあるから、ほぼ応永年内の制作にかかるものらしい。とすれば、明徳四年九月の義満の養老の滝見物と、「応永年内の作能」らしい《養老》の制作時期とのあいだには、時期のうえでの不整合はとくにないとしてよいであろう。

一 《養老》の典拠についての従来の研究

まず、《養老》の内容をかんとんに紹介しておこう。

美濃の国の本巢の郡に醴泉（酒）が湧出したため、雄略

天皇の勅使（ワキ）が養老の滝に向くと、老人親子（シテ・ツレ）が現われて、醴泉発見の経緯を語り、勅使を醴泉に案内する。老人親子が天皇に献上するために醴泉を汲んでいると、そこに御代を守護する山神（後ジテ）が諸天を伴つて現われ（諸天は実際には登場しない）、山神は靈威を示して泰平の御代を賛美する、という内容の能である。

もつとも、現在の《養老》では、天皇への醴泉を汲んだあと、老人親子は退場してしまい、そこに里の男（アイ）が現われて醴泉の由来を語つて舞（三段の舞）を舞う場面（間の段）が入る。つまり、現在は二場形式の能なのであるが、中入り前の詞章からみて、本来はアイは登場しない能（二場能）であつた可能性が高い（それを最初に指摘したのは昭和35年の日本古典文学大系『謡曲集』上の解説であるが、おそらくそのとおりだと思われる）。また、一曲全体が治世賛美の主題に貫かれた作品であるが、その点については、あとであらためてとりあげることにしよう。

このような内容になる《養老》の典拠については、従来はそれを『十訓抄』（建長四年（一二五二）成立）や『古今著聞集』（建長六年成立）にみえる、元正天皇の時代（七一五〜七二四）の養老説話に求めるのがほぼ定説となつている。両書の養老説話はほとんど同一であるが、『古今著聞集』が『十訓抄』の説話に拠つたもの、以下には、先行する『十訓

抄』の説話を引いてみよう。

昔、元正天皇の御時、美濃の国に、貧しく賤しき男ありけるが、老いたる父を持ちたり。この男、山の木を取りて、その値を得て、父を養ひけり。この父、朝夕、あながちに酒を愛し、ほしがる。これによりて、男、なりひさごといふものを腰につけて、酒を沽る家に行きて、つねにこれを乞ひて、父を養ふ。ある時、山に入りて、薪を取らむとするに、苔深き石にすべりて、うつおしにまろびたりけるに、酒の香しければ、思はずにあやしくて、そのあたりを見るに、石の中より水流れ出づることあり。その色、酒に似たり。汲みてなむるに、めでたき酒なり。うれしくおほえて、そのうち、日々にこれを汲みて、あくまで父を養ふ。時に帝、このことを聞こしめして、靈龜三年九月に、そのところへ行幸ありて、御覽じけり。これすなはち、至孝のゆゑに、天神、地祇あはれみて、その徳をあらはすと、感ぜさせ給ひて、のちに美濃守になされにけり。その酒の出づる所をば、養老の滝とぞ申す。かつは、これによりて、同十一月に年号を養老と改められける。

(日本古典文学全集『十訓抄』による)

これが現在、『養老』の典拠と考えられている説話であるが、一読して明らかのように、この説話にはその設定に

《養老》と合わない点がいくつかある。まず第一に、『養老』では醴泉出現は雄略天皇の時代(五世紀後半)のことであるが、ここでは元正天皇の時代(靈龜元年(七一五)―養老八年(神龜元年。七二四))となっていること。第二に、『養老』では勅使が養老の滝に下向しているが、ここでは天皇みずから滝に行幸していること。第三に、『養老』では孝子が父母を養う話になっているが、ここでは父を養う話になっていること、などである。

もちろん、このようなちがいは従来の諸研究でも注意されていたが、それは能における脚色の結果だと理解されてきたのである。たしかに、第二点の勅使の下向などは、ワキを勅使とする協能に数多くある類型にあてはめたものと考えれば納得がゆくし、第三点の孝子の孝行の対象のちがい(父母か父か)などは、とくに問題とすべきほどではない(微細なちがいとみることもできる。すると、第一点の天皇の時代のみが、説明できないちがいとして残ることになるが、こうみてくると、全体として、『養老』と『十訓抄』説話のちがいはそう大きなものではないかのごとくである。しかし、養老の滝についての説話―養老説話―が右の『十訓抄』や『古今著聞集』だけにしか所見がないのであれば、これを『養老』の典拠とし、設定が異なる点は作者世阿弥の脚色とするのもやむをえないところかもしれない

が——それが現在の定説の立場と思われる——、じつは、養老説話はこれだけではないのであって、《養老》の典拠については、『十訓抄』『古今著聞集』以外にもある養老説話を広く視野に入れて考える必要があると思われるのである。

それでは、養老説話には、『十訓抄』『古今著聞集』以外にどのようなものがあるのだろうか。これについて、お伽草子研究の立場から広く養老説話を収集された徳田和夫氏の研究などをもとに、その享受資料をもあわせて示すと、以下のようになる（同氏著『お伽草子研究』第一篇第五章「室町時代の言談風景——『碧山日録』に見る説話享受——」による。1～6が徳田氏の一覧にあるもの）。

- 1 『続日本紀』巻七の「元正天皇の詔」
- 2 『碧山日録』長祿四年（二四六〇）三月四日条
- 3 『寢覚記』四「恩を可知事」
- 4 お伽草子『養老の縁起』（寛文ころの絵巻〔残欠本〕が伝存）
- 5 『鶯林拾葉鈔』巻十二「五百品第八」
- 6 『法華経直談鈔』巻六本「授学無学人記品第九」
- 7 『養老寺縁起』

これらを大別すると、1～3が『十訓抄』『古今著聞集』と同じ説話かその説話についてふれた記述であり、4～7が『十訓抄』『古今著聞集』とは別系の説話ということに

なる。すなわち、1は『十訓抄』『古今著聞集』の養老説話の源流に位置する史料、2、3は『十訓抄』『古今著聞集』の養老説話にふれた断片的な記述で、3は『十訓抄』と同じ説話である。これらにたいして、4は大幅に潤色がほどこされて物語化されたもので、残欠本ゆえ内容は十分に把握できないが、天皇が行幸する形になっている点は『十訓抄』『古今著聞集』の養老説話と一致する（同書は未刊国文資料『お伽草子とその研究』に翻刻されている）。また、5と6は室町後期の天台の法華経注釈書で、ほぼ同じ内容の養老説話であるが、時代が天武天皇の御代となっていること、養老の滝へは勅使が下向する形であること、孝子に養われるのが老母となっていること、などが『十訓抄』『古今著聞集』とは異なっている。この5と6は時代を天武天皇の時代（六七二年～六八六年）としながら、このできごとを年号が霊亀から養老に改められたときのこと（改元は七十七年）とする錯誤を犯してもいる。また、7は時代を雄略天皇の時代としている点、養老の滝へは勅使が下向する点、醴酒を発見するのが孝子の妻である点、醴酒によって養われるのは老母としている点、などが『十訓抄』『古今著聞集』と異なっている。

このように、養老説話は『十訓抄』『古今著聞集』以外にも数多く筆録されており、『十訓抄』『古今著聞集』とは

別系の養老説話も数多く存在していたことが知られるのであるが、このうち、『養老』の典拠という点で注目されるのは、やはりなんといつても、その時代を雄略天皇の時代として、養老の滝へは勅使が下向する形になっている7の『養老寺縁起』であろう。『養老』と『養老寺縁起』との関係については、このあとに紹介するように、近世の『謡曲拾葉抄』や明治末年の『能楽』所掲の論考、近くは鳥居明雄・佐藤健一郎両氏の「『養老』とその周辺(一)」「(二)」「(三)」「(宝生)昭和52年1月～3月」があり、それぞれ注目すべき指摘がなされているのだが、同縁起は文献的には近世初期を遡らず、たぶん『養老』の影響下にあるものという判断からであろう。『養老』研究においてはあまり顧みられることがなかった。しかし、この『養老寺縁起』は、後述のように右に指摘した類似点以外にも『養老』と重なる点が少ないから認められるのであって、この縁起は『養老』の典拠という視点から、あらためて検討するに値する資料であると思うのである。

二 『養老』の典拠としての『養老寺縁起』

一口に『養老寺縁起』といつても、現存するそれは一つではない。鳥居・佐藤両氏の論考では、寛延二年(一七四

九)の刊記がある『養老寺来由縁起略』と元禄十六年の年記を有する写本『養老縁起』とその同種本(二本)の存在が報告されているが、筆者が調査しえたのは以下の三種である。

A 大正十四年刊『養老郡志』所収の『養老寺縁起』

(末尾に養老五年七月朔日の年記がある)

B 寛延二年(一七四九)奥付の略縁起『養老寺来由縁起略』

C 文化十三年(一八一六)序の『美濃雜事記』所収の

『養老寺縁起』

これらについて、いささか説明を加えておくと、Aは大正十四年の『養老郡志』に収められているもので、三種のうちではもつとも時代がくだるように見えるかもしれないが、後述のように、内容的にはもつとも古態と認められるものである。鳥居・佐藤両氏の論考で紹介されている『養老縁起』とその同種本は、このAと同一らしい。Bは養老寺で刊行していたと思われる略縁起であるが、筆者は略縁起そのものは未見で、本稿では梁瀬一雄氏がご架蔵の略縁起(写本)をもとに『碧冲洞叢書』に翻刻されたものに拠っている。また、Cを収める『美濃雜事記』は犬山藩士水野某の編にかかると、水野が養老の滝見物に赴いたさいに、養老寺の住持から滝の由来を聞いて筆録したもので

あり、末尾に、「彼地元正院養老精舎の現住に旧記を聞侍り、秃筆に記録し帰るものならし」とある。養老寺住持の由来談はBの略縁起と同じだったようで、BとCはほぼ同じ内容で、文章も近い。BC間のちがいは、すべてCが聞き書きであることに求めてさしつかえないように思われる。

このようにみていると、『養老寺縁起』は結局はA系とB系の二種になる。そこで、いささか長大にわたるが、そのうちの古態と考えられるAを以下に紹介しよう。全体は三つの内容からなるので、それぞれの段落の冒頭に①②③の数字を付した。表記は句読点をすこし改め、会話部分にカッコを付したほかは『養老郡志』の翻刻どおりである。

①抑此養老ノ瀧ト申事、昔此所ニ源丞内ト申者也シ也。彼者六十二余ル母一人持。酒ヲ好ミシカドモ、其身貧ニシテ、朝夕ノ營僅也。雖然、親ニ孝行ナルコト世ニ勝レタリ。或時、所ノ役ニ随テ在京ノ事有ケリ。一人ノ母ヲ捨テ登ランコト悲ミテモ猶余リアリ。跡ニ誰アリテ母ヲ養育シ孝行ノ忠勤ヲツクシ、朝暮、母ニ見エシヤ。涙ヲ流シ、母諸共ニ他國ヘモ隠レナント歎キケレバ、母熟々ト案テ、「仮シ此所ヲ去、イツクヘ行バ安カルベキ。又ハ露ノ間モ誰ヲ頼、陔立寄ルヘキ木蔭モナシ。何ゾ王土ニアラザルベキナレバ、身ヲカクスベキ山野モナシ。不及カ次第ナリ。只役ヲ勤、頓テ帰

来ナン」ト云ケレバ、為左社右ト思ヒケレドモ、有繫ニ身ヲモ棄カネテ、母ノ仰ニ任セテ妻女ヲ近付、「老母ヲ能劬候へ」ト袖シホル計ニ契約シ、在京シテケリ。倅間トハ思ヒシカドモ、公命ニ依テ三年ノ日数ヲ送りケリ。源丞内カ女房、夫ノ云ニ不違、源丞内ニ越テ孝ヲ尽シ、夜ハ寢床ヲ温テ臥サセ、朝ニハ沢辺ニ出デ根芹ヲ摘ミ、夕ニハ山野ニ入テ爪木ヲ取テ他近キ市ニ出、里ニ入テ代ニ替育シカドモ、露雪霜来テ秋ノ草木枯々ニ、玄冬ノカゼ寒ク、雪降積テ薪道絶果テ、漸事尽ナントシケルニ、吾黒髮ヲ拔テ酒ニ替テ老母ニ与ヘケリ。厥親ニ孝行ナル者、天之感応有事、漢土日域不始于今事共也。或夜、一人ノ老翁来テ彼女房ニ告テ云。「此山ノ奥ニ一ノ沢有。一ノ泉アリ。是汝ガ老母ニ可与仙湯也。此瀧ニ浴シ此泉ノ水ヲ吞ミ、齡若ニカヘリ望ヲ達、富貴ノ家ト成テ、命千歳ヲ可保」ト靈夢ヲ蒙リシカトモ、夢幻ノ化ナル習ト思テ打過ケル。或時、薪ヲ取テ市ニ出、酒ニ替テ母ニ可与ト思ヒ、山深ク分入りケルニ、音モ冷シキ瀑ノ有ケリ。立寄浴シ暑ヲ凌、柴ヲ負テ立カヘリシニ、嶮山ノ九折ニ羸テ、トアル傍ニ休テ巖ノ下ヨリ流出ル清水ノ有ケルヲ、当座ノ苦ヲヤメント思、手ツカラ汲テノミシカバ、其味言語道断ニシテサナガラ心モ澄ミワタル計也。偕々加様ノ快キ水、

係所ニ有物カナト思ヒ、立徘徊シニ、彼靈夢奇瑞是ナルベシト思当テ、篋ニ入テ取テ家路ニ歸リ、老母二向テ、「酒ヲコソ求メ出タレ」トテ進メケレバ、母之ヲ吞テ云、「氣味甘露ノゴトシ。是程ノ快酒、今迄ノマザリケリ」ト悦ケレバ、婦、「扱々難有御事カナ」ト天ニ仰、地ニ臥テ喜悅之眉ヲ開キ、日々夜々ニ汲テ母ニ与へ、我モ吞ミケリ。無程身潤、膚美成テ、形若ニカヘリ、于斯晷処、源丞内、三年ノ役ヲ勤テ故郷へ歸、私宅ニ指入テ伺見ルニ、有シ人ニモアラズ、容顏美麗ニシテ、心モ言葉モヲヨハサル女房二人ノ有ケリ。一人ハ三十斗ナル女ノ□物云居タリ。偕ハ門違ヒヌル哉覽ト思、立還ラントシケレバ、二人ノ女房ハ見可忘ニアラズ、走出テ源丞内ト云テ袂ニ縋付ケレ共、源丞内ハ、「若仙境ニテヤ有シ」ト思ヒ、フリ切、出ントシケルヲ、引留メ、爾々ノ事ト語ケレバ、「扱ハ疑ナキ母ナリ」トテ、互ニ手ヲ取テ愛シ、昔過シ事共語続、悦ノナミダラ流シケリ。諸共ニ彼瀧水ヲ汲テ浴シ、彼泉ノ水ヲ服シ、齡久保テ、仙家ニ及シト也。是偏ニ親ニ孝行之驗、難有様也。老人若ニカヘルト云フ、親ヲ養ト云フヲ以テ、此所ヲ養老ト名付也。此事天下ニ隠ナカリケレバ、雄略天皇聞召、則勅使ヲ御立有テ、二人ノ親子ノ者召出、事之子細ヲ御尋有テ、勅使瀧元ニ

詣給ケリ。誠此瀧数千丈ヨリ落テ、糸ヲ乱サズ。其水上雲井ニモ続キ、九天ヨリ落カト疑ハル。山深シテ其奥ヲ不知。巖聳テ物スゴク、峰高梢重而夕日不地漏、人倫遠シテ、シカモ其景氣言ニ難述。唐土ハ不知、日本ニハ又類モアラジト感ジ、其ヨリ彼泉水ニ行テ見ルニ、実ニ前ニハ蓬萊島共可謂。有所ニ巖ノ下ヨリ涌出ル水ノ冽リ、彭祖ガタメシ思召出テ、則菊水ト名付給ヒヌ。勅使還奏帝、上有歡感。年々ノ若水ニモ備申也。

②又、其後、累年移替テ事旧、彼源丞内カ子孫ノ有シカ、世ニ聞タル親ニ孝行ニシテ、正直第一ノ者也。或夜、夢共ナク現共ナク、七十二及カト覺シキ老翁、鳩ノ杖ヲ把、「汝シレリヤ、心正直ナル故ニ神威アリ。此大木之上ニ鳥ノ巢有。其中ニ汝ニ可与宝有也。吾ハ是、白山権現也」ト宣テ夢覺ヌ。サテイカナル御諭ソト思ヒ、夜明テ彼木ニ上見レバ、一ノ鷲ノ巢有。其中二十二ノ卵アリ。是哉覽ト思取テ帰ケリ。其後、北ヨリ鷲來テ、彼巢ニトマリ、北ヲ指テ飛行ケリ。不審ヲナシ、跡ヲシタヒ行ケレバ、赤坂ノ大岩ニ留リ、其ヨリ文珠ト云フ所ニ至リヌ。其時吾ハ則白山権現ノ御使ナリト云テ雲路ヲサシテ飛去レリ。奇異ノ思ヲナシテ、白山へ詣ケルニ、夢中ニ見シ翁、忽然トシテ現レ給ヒ、「吾今ヨリシテ養老ニ跡ヲ垂ベキ也。此山へ詣來ト思、

輩彼所へ可參詣」ト示現有テ、昇消様ニ失ニケリ。難有カリシ奇特也。漸有テ立カヘリ、彼卯ヲ見ケルニ、金銀ノ宝珠ト成テ、トレ共々、更ニツキズ。係天ノアタヘヲ輒私用ニ遣捨事、其恐有ヘシトテ、此所ニ一字ノ寺ヲ建立シテ、此事天奏ナクテハ如何有ベキトテ、奏聞セシカバ、正元天皇聞召、「誠目出度様ナリトテ、任先例、勅使ヲ御立有而、寺ヲ養老寺、則年号ヲモ改テ、養老元年ト申也。

③又、此所ヲ驚ト云、群ヲ本巢ト云モ、右之驚ノ奇瑞故ナリ。本巢郡ト養老ト遙隔ルトイヘドモ、彼驚、此所ヘ飛来テ、又本巢ヘ立カヘル。其驚ノ飛行翅ノ跡ヲ本巢ノ郡ト名付シ故、此所、則本巢郡ト定也。サレバ、此瀑ニ詣、此水ヲ浴者、洗人間五濁、除筋血之痛、此菊水ヲ服者、消自己三毒、諸病愈シ齡若カヘリ、富貴ノ家ト可成也。奇特今ニ有トカヤ。其齡ニ依テ、昔ヨリ此瀧之水、近流留テ其川下ナシ。又、菊水ノ末高キ方ヘ流行事、末世ニ至迄、是奇特第一也。自爾以來、里ニハ白山権現奉祝、社建、瀧元ハ為現世安穩、為寿域福榮、不動明王奉勸請也。去ハ此不動明王ハ生津ト云所ヨリ饑乗シテ、有来現、瀧守給也。依其故、饑服此瀧詣人、其罰新也。寺ニハ諸願成就、拔苦与楽、大慈大悲之觀世音ヲ安置シテ今ニ利生有トカヤ。一度、

此瀧ニ詣、此菊水ヲ服、此寺ニ參詣ノ輩者、今生ニテハ、無比安楽ノ身成、来生ニテハ安養浄土ヘ迎取給ヘキトノ御誓也。白山権現同一躰之觀世音是也。仍、養老之縁起如件。

養老五曆辛酉七月朔日

以上が私にA系とした『養老郡志』所載の『養老寺縁起』の全体である。あらためて、各段の内容を要約すれば、①では雄略天皇の時代の孝子譚（孝子源丞内の物語）が記され、②では源丞内の子孫の時代におけるできごと（白山権現の示現・元正天皇の養老の滝行幸・養老寺の創建・養老への改元）が記され、③では養老寺の由来についての根本的なことがら（養老寺の所在地を本巢郡とする理由・本尊たる不動明王と十面観音の由来・養老寺一带に白山権現を祀ること）が説かれている。『十訓抄』『古今著聞集』の養老説話は、この①と②をあわせた形になっている（もつとも、白山権現の示現のことは『十訓抄』『古今著聞集』にはみえない）。

さて、このような内容になるA系の『養老寺縁起』をB系の縁起より古態だと考える理由は、B系の縁起においては、右の②と③のあいだに、つぎのような記事が置かれていたためである。以下にその記事をBの『養老寺由来縁起略』によってかかげる。

夫より度々の兵乱、当院の盛衰、更定ならず。星霜九

百年に及び、寺院坊舎漸絶なんとす。然るに、慶長の頃、当国高須の城主三品徳永法印寿昌、又靈夢を感見せる事あり。或時、かり初に此旧跡に來りて、瀧の元菊水の辺、具に巡見せるに、勝景絶妙なる事、彼瑞夢に符合す。故に帰合ます〜深く、かゝる靈場永く断絶せん事、歎にも余有。一ツハ天下長久の爲、一ツハ万民安全の爲と丹志を運び、慶長十二年丁未の秋、殿堂坊舎再建の营造悉く成就せり。此時、寺前に一株の松をバ植置る。今の徳永松是也。又、天正年中、関白秀吉公、諸家の知識及び紹巴法橋などに仰られて、謡百番の註釈を作らしむ。其中、養老の註釈本一冊を徳永法印申請て、寺領と共に当寺に寄附せり。今に是を伝持す。

ここには慶長年間の徳永^{なが}寿昌による堂舎の再興と、徳永による「謡之抄」の《養老》の部分の奉納、および領地の寄進のことが記されている。徳永寿昌は豊臣秀吉や豊臣秀次に仕えたのち、徳川家康・秀忠に仕えた武将で、美濃高須城主として、慶長十七年（一六一二）に行年六十四歳で没した武将である。高須城主時代の徳永の家祿は五万六百石余りで、養老寺はその領内の古刹であった。ここに記されていることは、いずれも事実と認めてよいようで、現在の養老寺の本堂は徳永寿昌の再建になるとされており、同

寺には、「養老之注」と題された《養老》の注釈（一卷）も伝存している。この「養老之注」は、豊臣秀次によって編纂が進められ、秀次の死によって完成直前に散逸したと考えられている「謡之抄」——秀次本「謡抄」——のおもかげを伝える貴重な資料と思われるが、これについては、稿をあらためて論じてみたいと考えている。

要するに、養老寺縁起のB系には、A系にはないこのような歴史的な記事がふくまれているのである。さきにもたように、①②③の三つの段落からなるA系の『養老郡志』所収の「養老寺縁起」が雄略天皇から元正天皇の時代における奇瑞を説いて、縁起としてのまとまりを持っているのたいして（末尾に養老五年の年記がある）、B系の縁起は②と③のあいだにこの慶長期の歴史的な記事があり、そのあとに養老寺の由来にかかわる根本的なことがら（さきの③）が続いているのである。こうしてみると、B系の縁起が縁起としての一貫性を著しく欠く形になっていることは明らかであろう。徳永寿昌の再建記事ははじめから縁起にふくまれていたものではなく、まずは後代の補入として誤りはないと思うが、これがA系を古態と考える理由である。

その場合、世阿弥作の《養老》と「養老寺縁起」との関係を考えようとする本稿においては、A系の縁起の成立をいつごろとみるかがおおきな問題となる。現時点でそれを

明確にすることはむづかしいが、鳥居・佐藤両氏が紹介されている『養老縁起』には元禄十六年の年記があるよしである。

あり、その下限は慶長期の徳永寿昌の再建より前であることは、まず確実であろう。養老寺はもと法相宗で、平安時代に天台宗に変わり、慶長年間に現在の浄土真宗（大谷派）に変わっているが、『養老寺縁起』には（A系・B系とも）浄土真宗とのかかわりがまったく記されていないことも、その支証となろう。それ以上のことは資料不足でなんともいえないが、室町後期の『法華経鷲林拾葉鈔』や『法華経直談鈔』にみえる養老説話が、前述のように、勅使が下向する形であること、孝子に養われるのが老母であること、などが『養老寺縁起』の設定とかななることを勘案するならば、そうした諸点を『養老寺縁起』の投影とみなして、A系の『養老寺縁起』の成立を『法華経鷲林拾葉鈔』成立の永正（一五〇四）以前とすることも、あるいは許されるのではないかと思う。その場合には、『養老寺縁起』は成立時期という点において、いちおう世阿弥作の《養老》の典拠としての資格を有する資料ということになるのではないだろうか。もつとも、この点については、現存のA系の『養老寺縁起』そのものが縁起の原初形態かどうかという問題もあるのであるが——現存のA系の縁起以前の形態も想定が可能であるということ——、いまは古態と考えられる

A系の『養老寺縁起』の成立時期については、このように考えておきたい。

なお、B系の『養老寺縁起』の成立は、『養老寺来由縁起略』の奥付年記によって、寛延二年（一七四九）以前であることが確実であるが（上限はもちろん慶長期の徳永の再興以後ということになる）、あるいはこのときがB系の縁起の制作されたときであったことも十分考えられるのではないだろうか。

三 世阿弥作の《養老》と『養老寺縁起』

ここにおいて、ようやく世阿弥作の《養老》と『養老寺縁起』との関係を、《養老》の典拠という視点から検討してみる段階にたちいたった。両者の設定にかさなるものがあることは、これまでの叙述でもふれるところがあったが、ここではそれらをもふくめて、両者の関係を総合的に検討してみることとする。それは、文献的にはせいぜい室町後期ころまでしかさかのほりえない『養老寺縁起』と世阿弥作の《養老》との関係を、その内容から考えてみようということでもある。

【一、《養老》と『養老寺縁起』についての従来の研究】

さきに紹介した『養老寺縁起』は、これまでの《養老》の典拠研究において、まったく知られていなかったわけではなく、その存在は早くから留意されていた。たとえば、寛保元年（二七四二）序の『謡曲拾葉抄』においては、『続日本紀』や『寝覚記』とともに、「私云、養老の瀧は垂井より二里南なり。垂井より伊勢の桑名へ行道の西なる山の麓也。瀧の辺に山神の社あり。かの木こりの翁を祭る也。又寺あり。名養老寺。本尊は観音也。当寺の縁起に具に記せり。略之」とあって、縁起の存在に言及している。同書ではまた、『養老』の後ジテが山神であるとされていることについても『養老寺縁起』に言及している。しかし、それはあくまでも個々の詞句についての注にとどまっていた、『養老寺縁起』を《養老》の典拠とまでは考えていなかったようである。また、昭和初年の刊行になる『謡曲大観』では、ワキの名ノリにある「雄略天皇」について、その頭注で、

第二十一代の天皇。但し養老の年号は第四十四代元正天皇の御宇で雄略帝と関係はない。養老寺縁起には雄略帝の御宇としてゐるが、これは謡曲以後の作であらう。

としている。ここでは、『養老寺縁起』に留意しつつも、それは《養老》以後の成立としている。明言されていないが、『養老』と『養老寺縁起』とで雄略天皇という時代設

定が一致するのは、『養老』からの影響という理解なのであらう。『養老寺縁起』への言及はこれのみである。また、昭和三十五年の日本古典文学大系『謡曲集』では、やはりワキの「雄略天皇」の頭注に、

二十一代の天皇。養老伝説は続日本紀の四十四代元正天皇の詔に始まるが、養老寺縁起も本曲と同じく雄略天皇とする。

とある（頭注は表章氏の担当）。ここでは《養老》の時代設定が『養老寺縁起』と一致することが注意されているが、それ以上、『養老』と『養老寺縁起』との関係には言及していない。同『謡曲集』の解説の「素材」の項には「十訓抄・古今著聞集等」とされているから（解説は横道萬里雄氏の担当、同書全体としては、『養老』の典拠は『十訓抄』『古今著聞集』とみなしているとみてよいであろうか。なお、『養老』を収める近年の新日本古典文学大系『謡曲百番』では、「十訓抄、古今著聞集などに見える養老の霊泉湧出伝説と、和漢朗詠集、太平記などに見える仙家の霊水（彭祖伝説・慈童説話など）と酒徳に関する詩歌故事とを重合し」たものとしているが、『養老寺縁起』についてはふれていない。

以上はいずれも謡曲（能の詞章）の注釈書の例であるが、総じて、注釈においては『養老寺縁起』は《養老》の典拠

としてほとんど重視されてこなかった、としてよいであろう。これが《養老》の典拠研究の大勢なのであるが、これにたいして注釈以外のところでは、《養老》の典拠として『養老寺縁起』に注目した指摘も早い時期から存在していた。

たとえば、『能楽』明治三十九年一月号の森治蔵氏「養老の伝説」では、典拠とされる『十訓抄』『古今著聞集』の説話とのちがいのうち、とくに《養老》がその時代を雄略天皇の時代としていることをとりあげ、その時代設定が『養老寺縁起』と一致することに注目して、「かゝる縁起ある以上は、この説も単に謡曲作者の捏造とのみ断言するわけには行かない」とされている。この指摘は、一見、後代の伝承を無批判に《養老》の典拠とみなしているようにみえるかもしれないが、森氏の論は、『養老』の後ジテ（山神＝揚柳観音）が養老寺の本尊（観音）とかさなることをもふまえたもので、その点もあわせ、十分顧みられてよい指摘のように思われる（《養老》の後ジテと養老寺の本尊との関係については後にふれる）。

また、『能楽』の同じ号に掲載されている大垣在住の伊藤金鈴氏の「養老の雑事」では、『養老』のワキの文句に、「さて濃州本巢の郡に」とあって、多磨郡にある養老の滝が本巢郡にあるとされていることについて、これを《養老》における誤解とする見方を斥け、「余が古老に聞く処

によれば、古昔、本巢郡生津村々内に霊泉ありて、一夜の中に此地より養老山中に移現せりと伝ふ。今にても此生津村に元養老と称する地ありて、柳の大樹あり。又養老寺にある不動堂も此地より移せし者なることを参照せば、生津村と養老とは古昔より深縁ありしは事実なれば、謡曲に本巢郡とありしも全く影形もなき誤謬にはあらざるなり」として、養老の滝の所在地を本巢郡とする《養老》の文句にはしかるべき背景のあることを指摘している（引用にさいして句読点・清濁を付した）。

ここで伊藤氏が問題にしている《養老》における養老の滝の所在地は、『養老』の典拠を考える場合のおおきな論点の一つであり、これについてはこのあとであらためて取り上げるが、右で伊藤氏が古老の言として指摘していることは、さきの引用に明らかのように、『養老寺縁起』にみえることであり（③がそれ）、養老の滝の所在地についての伊藤氏の指摘は、じつは『養老寺縁起』が《養老》の典拠である可能性を示唆していることにもなるわけである。

また、鳥居明雄・佐藤健一郎両氏の「『養老』の周辺（一）～（三）」（『宝生』昭和52年1月～3月）は、右の森治蔵氏と伊藤金鈴氏の論考にはふれていないが、『養老』も『養老寺縁起』も時代を雄略天皇の御代としていること、また、『養老寺縁起』にみえる白山権現と《養老》の後ジテの山

神との対応関係などをもって、『養老寺縁起』を《養老》の典拠と位置づけている。このうち、後者は《養老》の後ジテが山神として登場することを『養老寺縁起』の白山権現に求めようとしたもので、これは後ジテ山神（＝揚柳観音）と養老寺の本尊との関係に注目した森治藏氏の指摘ともかさなるものである。

以上、『養老』の典拠としての『養老寺縁起』について、従来の評価を概観してみた。こうしてみると、『養老寺縁起』を《養老》の典拠とする説もそれなりに存在していたことが知られると思うが、以下では、『養老』の典拠という視点から、『養老』と『養老寺縁起』との関係を具体的に検討してみることしよう。

【2、『養老』が滝の所在地を本巢郡とする点について】

《養老》では、登場したワキが、「風も静かに榎の葉の、風も静かに榎の葉の、鳴らさぬ枝ぞのどけき」と、泰平の御代を賛美する次第を歌い、ついで、「そもそもこれは雄略天皇に仕へたてまつる臣下なり」と名乗り、「さても濃州本巢の郡に、不思議なる泉出でくるよしを奏聞す、（つらねの里にはまほしき）急ぎ見てまいれとの官旨にまかせ、ただ今濃州本巢の郡へと急ぎ候」と続ける（以下、引用は現行観世流の詞章。下掛り詞章に異同がある場合はそれを傍記した）。このように、

《養老》では、その時代を雄略天皇の時代とし、養老の滝の所在地を本巢の郡としている。このうち、時代を雄略天皇の時代としている点については、すでに紹介したように、『十訓抄』以下の養老説話のなかで、同じ設定を持つものは『養老寺縁起』だけであるが、従来の研究の多くはそれを《養老》以後のものとして、あまり重視してこなかったわけである。しかし、この一致は《養老》と『養老寺縁起』との全体の関係をふまえてみると、『養老寺縁起』が《養老》の典拠であることを示すきわめて有力な現象ということになるものと思う。《養老》全体と『養老寺縁起』との関係については後にのべるが、ここではまず、『養老』が滝の所在地を本巢郡としていることについて、それと『養老寺縁起』との関係を検討してみよう。

養老の滝の所在地は現在は養老郡であるが、これは明治三十年の郡域変更以後のことで、それ以前は多耆郡（多耆郡）であった。『続日本紀』の元正天皇の詔でも、養老の滝の所在地は多耆郡であった（『十訓抄』や『古今著聞集』など他の養老説話では郡名は記されていない）。これらに照らすならば、『養老』がそれを本巢郡としていることについては、それを作者世阿弥の誤解とみるのは無理もないことであろう。現に、『謡曲大観』や日本古典文学大系『謡曲集』がそう断定しており、観世元章の明和改正謡本の《養老》

では、「本巢の郡」を「多耆の郡」と改訂してもいる。

しかるに、きわめて興味ぶかいことに、『養老寺縁起』においても、『養老』と同じく、養老の滝の所在地を本巢郡としているのである。あらためて前掲の『養老寺縁起』のその箇所を引くと、

又、此所ヲ鷲ト云、郡ヲ本巢ト云モ、右之鷲ノ奇瑞故ナリ。本巢郡ト養老ト遙隔ルトイヘドモ、彼鷲、此所へ飛行テ、又本巢へ立カヘル、其鷲ノ飛行翅ノ跡ヲ本巢ノ郡ト名付シ故、此所、則本巢郡ト定也。

とある(段落③)。ここにもあるように、養老の滝は本巢郡からるか南東の遠距離にあるのだが、ここでは、白山権現の使者たる鷲が翼を休めた地をも本巢の郡としたのであって、それゆえ、養老の滝が本巢郡を遠く離れているにもかかわらず、それを本巢郡とし、当地を鷲(わしのす)の巣のことであろう」というのだ、としている。つまり、ここでは、養老の滝の所在地は本巢郡だといっていることになるわけである。

もつとも、この記事はA系の縁起にだけあって、B系の縁起にはみられないのだが、B系の『養老寺来由縁起略』をみると、その末尾には寛延二年(一七四九)の年記のあとに、

濃州本巢郡瀧寿山

元正院養老寺

現住敬白

とあって、ここでは養老寺がつまり養老の滝が本巢郡にあると明記されている。『養老寺来由縁起略』は右の奥付からその刊行に養老寺が関与したと思われる略縁起である。したがって、そこに養老寺が本巢郡にあるとしているのは、それが近世後期の養老寺における正統的な寺伝だったことを意味しよう。これを要するに、『養老寺縁起』はいずれの系統においても、滝の所在地を本巢郡だとしていて、それは他の養老説話とは異なっているのだが、そのなかにあって、ひとり世阿弥作の『養老』だけが『養老寺縁起』の所伝と一致しているわけである。

さて、このような『養老』と『養老寺縁起』とのあいだの養老の滝の所在地の一致については、『養老寺縁起』が『養老』の影響をうけた結果であるということ、ほとんど考えがたいように思われる。前述のように、養老の滝の所在地については、『続日本紀』に多耆郡と明記されており、明治三十年に郡域があらためられたころの養老の滝や養老寺も多耆郡にあった。明治以前に本巢郡や多耆郡の郡域に変更があったことも寡聞にして知らないが、そうした点に留意すると、『養老寺縁起』が『続日本紀』以来の郡域(多耆郡)を無視して、あえて滝の所在地を本巢郡とし

ていることについては、それなりのゆるがせにできない根拠があつたものと考えるのが自然であろう。その場合、『養老寺縁起』が滝の所在地を本巢郡とした根拠が、『養老』のような創作の影響をうけた結果であることは、それが養老寺の正統的な寺伝であることを考えれば、まずありえないことであろう。それでは、『養老寺縁起』が滝の所在地を本巢郡とした、その根拠は何であつたのだろうか。

じつは、養老寺や養老の滝のある地域は、少なくとも近世の初期から後期ころまでは本巢郡に属していた。それについては、『角川日本地名大辞典』の「鷺巢〈養老町〉」の近世の鷺巢村の項に、「鷺巢村＝江戸期～明治22年の村名。美濃国多芸郡のうち」としつつ、その末尾につきのようにあるのが参考になろう。

なお寛文5年の美濃国本巢郡鷺巢村改帳があり、当地の専明寺の鐘銘に本巢郡鷺巢村とあり、また、「美濃国諸旧記」にも鷺巢六郎光敦について「本巢郡鷺巢の城主、是は太守政房の六男にして云々」とあるなど本巢郡の飛地でもあつたであろうか。

ここにみえる鷺巢村は養老の滝や養老寺の所在地でもあるが、ここではその鷺巢村を本巢郡とする近世資料の存在に言及して、鷺巢村つまり養老の滝や養老寺のある地域は、遠隔の本巢郡の多芸郡中の飛地であつたかと推定し

ているわけである。鷺巢村を本巢郡とするものとしては、右にかかげられた資料以外にも、寛永末年から正保年間（一六四四～四七）の成立になる『美濃諸旧記』や、『養老郡志』所載の『元禄時代旧多芸上石津両郡村落図』などがある。すなわち、『美濃諸旧記』の「美濃国廿一郡総括名付の事」においては、「多芸郡四十八ヶ村」のなかに鷺巢村はみえないのいたして、「本巢郡五十八ヶ村」の項にはその最後に鷺巢村がみえている。また、『元禄時代旧多芸上石津両郡村落図』は元禄期の地図の時代のくだる写しらしいが、そこでは多芸郡のなかの養老のあたりが太線で囲まれて、「本巢郡養老」と記されている。これらから、養老の滝や養老寺が近世の前期には飛地として本巢郡にふくまれていたことは確実といえるであろう。

一方、元文（一七三六）ころの成立になる『美濃明細記』の「美濃国郡村記」の項をみると、本巢郡には鷺巢村はみえず、「鷺巢山」（鷺巢村とみてよからう）が多芸郡のなかにみえるから、このころには、鷺巢村は本巢郡の飛地ではなくなつて、多芸郡に編入されていたように思われる。「濃州本巢郡瀧寿山元正院養老寺」とある『養老寺来由縁起略』の年記は寛延二年（一七四九）で、これはすでに養老あたりが本巢郡の飛地ではなくなつて、多芸郡に編入されていたと思われる時期であるが、ここには変更後の実際の郡名

ではなく、旧来の郡名が踏襲されているものと解される。

このようにみてくると、『養老寺縁起』がA系・B系とも滝の所在地を本巢郡としているのは、『養老』の影響などではなく、そこが実際に本巢郡（の飛地）であったことによるのは確実であろう。同様に、世阿弥の『養老』が滝の所在地を本巢郡としているのも誤解などではなく、そのころの養老の滝が本巢郡の飛地であったことをふまえていると解されるのである。要するに、『養老』の制作にあたっては、現存の『養老寺縁起』とまったく同じかどうかはともかく、養老の滝の所在地を本巢郡だとする現存の『養老寺縁起』のような伝承が用いられたと思われるのである。

なお、養老の滝や養老寺のある鷺巣がいつから本巢郡の飛地だったのかはよくわからない。それが室町初期以前であることは『養老』から確実であるが、それがいつまでさかのぼるかは不明である。しかし、『養老寺縁起』の③が伝えるように、鷺巣という地名は本巢郡から鷺が飛来して、ふたたび本巢郡に舞い戻った故事によってつけられたという伝承や、養老寺の本尊である不動明王は本巢郡の生津から来現したという伝承に着目すると、それは養老寺創建の時代までさかのぼることも十分考えられるように思う。

【3、《養老》と『養老寺縁起』——前場の設定をめくって】

養老滝の所在地をめぐるこれまでの検討によって、『養老』と『養老寺縁起』との関係は、基本的には『養老寺縁起』から『養老』へという関係と理解してよいと思うが、そうした知見をふまえて、以下では、『養老』の設定と『養老寺縁起』の記述との全体的な比較を行ってみることにする。この項では、まず『養老』の前場の設定と『養老寺縁起』の記述を比べてみるが、そこで、あらためて『養老』の前場の構成と内容を段単位で示すと、つぎのごとくである。

1、ワキ（勅使）とワキツレ（同）の登場Ⅱ雄略天皇の宣旨により、勅使が醴泉が出現した濃州本巢の郡に下向する。

2、シテ（老翁）とツレ（老翁の子）の登場Ⅱ老翁親子が現われて、滝の水が老を養い老いを延べる醴泉であることを説く。

3、ワキ（勅使）とシテ（老翁）・ツレ（子）との問答Ⅱ滝を養老と呼ぶいわれをたずねられた老翁は、醴泉はわが子が発見したもので、これを飲んだわれわれ老夫婦が老いを忘れたために養老の滝というのだと答え、さらに勅使を醴泉のわき出る場所へ案内する。

4、シテ（老翁）による醴泉の汲み上げⅡ老翁は君へ

の捧げ物とするために、七百歳の寿命を保った彭祖の故事などを語りつつ醴泉を汲む。

5、ワキ(勅使)の感激とシテ(老翁)の感謝Ⅱ勅使は醴泉の献上にいたく感激しシテ(老翁)も広大な君恩を感謝する。

現在はこの第5段のあと、老翁親子(シテとツレ)は退場(中人)する。しかし、第5段の末尾の文句は、「言ひもあへねば不思議やな、言ひもあへねば不思議やな、天より光かかやきて、滝の響きも声澄みて、音楽聞こえ花降りぬ、これただごとと思はれず、これただごとと思はれず」というものであり、シテとツレがいるところに、後ジテの山神が登場するとしか思えない文句である。慶長(一五九六―一六一四)ころの『妙佐本仕舞付』がすでに現在と同じくシテが中人する形を記しているが、右の文句から、シテが中人せず、別の役者が後ジテとして登場するのが『養老』の原演出であったことはまず確実であろう。

ともあれ、『養老』の前場は、以上のような五つの段で構成されているのだが、この前場の構成やそこに配された種々の設定を『養老寺縁起』のそれと比べてみると、そこには少なからぬ一致が指摘できるのである。それを段ごとに見てゆこう。

まず、第1段では、ワキの名ノリに、「そもそもこれは

雄略天皇に仕へたてまつる臣下なり」とあつて、時代を雄略天皇の御代としているが、これは『養老寺縁起』の①と一致している。他の養老説話には、時代を雄略天皇の御代とするものがないことはすでにのべた。また、『養老』では、その雄略天皇の勅使が養老の滝に下向しているが、『養老寺縁起』の①でも、「雄略天皇聞召、則勅使ヲ御立有テ」と勅使が下向している。

第2段では、勅使の前に老翁親子(シテ・ツレ)が現われるが、『養老寺縁起』の①でも、勅使が「二人之親子ノ者召出、事之子細ヲ御尋有テ」と、二人の親子を召し出している。ただし、二人の親子を召し出すというのはA系の設定で、B系では、右の傍線部分がなく、親子二人を召し出すことが記されていない。

第3段では、老翁は醴泉を発見したのはわが子であることをのべるが、これは『養老寺縁起』とは一致しない。『養老寺縁起』では、醴泉を発見したのは、番役で上京中の夫源丞内の留守を守る妻となつていからである。しかし、老翁がそのあと勅使を醴泉に案内するという設定は、『養老寺縁起』に「…子細ヲ御尋有テ、勅使滝元ニ詣給ケリ」とあつて一致する。

第4段では、老翁は竹林の七賢や彭祖の故事を引きつつ醴泉を汲むが、そのうちの彭祖の故事は、『養老寺縁起』

の①にも、「有所二巖ノ下ヨリ湧出ル水ノ冽リ、彭祖ガタメシ思召出テ、則菊水ト名付給ヒヌ」とみえている。参考までに『養老』のその箇所（ロンギ）をかかげておく。

地ハ山路の奥の水にては、いづれの人か養ひしシテハ彭祖が菊の水、しただる露の養ひに、仙徳をうけしより、七百歳を経ることも、葉の水と聞くものを地ハげにや葉と菊の水、その養ひの露の間にシテハ千年を経るや天地の：

第5段では、醴泉の献上に勅使が感激するが、「養老寺縁起」では、「勅使還奏帝上。有叡感、年々ノ若水ニモ備申也」とあつて、天皇の叡感はなはだしかったとある。また、醴泉の献上ということも一致する。

このようにみえると、『養老』の前場の構成や設定のほとんどが「養老寺縁起」の①と一致することが知られよう。『養老』とかさならないのは、『養老寺縁起』でおおくの筆を費やして語られている源丞内の妻による醴泉発見の経緯や、孝行の対象が「養老寺縁起」では源丞内の母親となつてゐることくらいで、両者の関係はきわめて緊密といつてよいであろう。いうまでもないことながら、その緊密な関係のよつてきたところは、『養老』が現存「養老寺縁起」の①のような縁起に依拠して制作されたことに求めることができるのではないか、というのが筆者の推定な

のである。

なお、『養老』が制作された室町時代前期ころの「養老寺縁起」が現存のものと同じものであつたかどうかはわからない。そう考へる最大の理由は、分量のうえで現存の「養老寺縁起」の多くをしめる源丞内の妻による醴泉発見の経緯が、まったく『養老』に投影していないからである。また、前述のように、A系の縁起によると、下向した勅使が親子二人の者を召し出して子細を尋ねることになつてゐるが、それだと、その二人の親子と源丞内夫婦やその母親との関係がはなはだ不明確であることが気になる。この点は親子二人に言及しないB系の縁起のほうが話としては整つてゐるのであるが、このようなA系の縁起の不整合を参照するならば、『養老』とはかさならない、源丞内の妻の物語は後代の「養老」成立以後の「改変・増補」の結果である可能性が高いのではないかと思う。

【4、『養老』と「養老寺縁起」——後場の設定をめぐつて】

ついで、『養老』の後場の構成や設定と「養老寺縁起」の記述をくらべてみる。『養老』の後場の構成はつぎのとおりである（段数は原形に従つてアイの段をふくめていない）。

- 6、シテ（山神）の登場＝山神が泰平の御代と醴泉出現の奇瑞を賛美しつつ登場する。

7、シテ（山神）による御代守護の舞。山神は自分は楊柳観音と一体だと名乗って、御代守護の舞を舞う。

8、シテ（山神）による御代の賛美。山神は当代を君臣が和合したよき御代だと賛美して立ち帰る。

後場はこのように一貫して山神による当代の治世賛美で彩られている。前場ではそれとなく示唆されていた治世賛美が、後場になって直接強調される——《養老》はそういう形で作られているのであるが、それはともあれ、このような後場の設定のうち、「養老寺縁起」との関係で注意されるのは、後ジテとして山神が登場していることである。

この山神は、「これとても、誓ひは同じ法の水、つきせぬ御代を守るなり、我はこの山山神の宮居、または楊柳観音菩薩」といつつ登場する。シテはみずから山神と名乗り、また楊柳観音だともいつているのだが、他の世阿弥作の脇能がいずれもよく知られた神を後ジテとして登場させているのにたいして、これはきわめて異例という印象をうける。この後ジテについては、「謡曲大観」以後の近代の注釈書はほとんど言及していないが、そうしたなかにおいて、唯一、近世の『謡曲拾葉抄』のみが、後ジテの「山神」楊柳観音」について、つぎのように施注している。

我は此やま神の宮居 濃州多度山に山神の宮居有。此
話に作る處の木こりの翁を祭るなり。縁起に見えたり。

又は楊柳観音菩薩 山の麓に養老寺とてあり。本尊は観音也。楊柳観音の事遊行柳に注す。

ここでは、後ジテの山神を養老の滝のある多度山に祀られている神であるとし、その社殿は前ジテとして登場した老樵夫を祀ったもので、そのことは「縁起」にみえているとしている。また、その山神と一体だという楊柳観音については、養老寺の本尊が観音であることを指摘して、暗に後ジテは養老寺の本尊であるとしている。

さて、『謡曲拾葉抄』の《養老》の注に「養老寺縁起」が用いられていることはすでにのべたが、ここにみえる「縁起」はもちろん「養老寺縁起」のことである。山神と一体の楊柳観音を養老寺の本尊の観音と関係づけているのも、「養老寺縁起」に養老寺の観音への言及があることによっていると思われるから、これも「養老寺縁起」によっていることが確実である。要するに、「謡曲拾葉抄」は、後ジテの山神（＝楊柳観音）を「養老寺縁起」によって説明しようとしているのである。前述の森治蔵氏や鳥居・佐藤両氏の指摘もこれと同じ主張ということになるが、これはまさに正鵠を射ているのではないかと思う。

ここで、あらためて『養老寺縁起』を繙くと、その②には、①の源丞内の子孫の時代の元正天皇の時代のこととして、養老に白山権現が垂跡して、養老寺が建立されたことが記され、その③には、養老寺の観音について、「白山権現同一鉢之観世音、是也」と記されている。つまり、ここには、『養老』が後ジテを「山神」楊柳観音」としているのと、ほぼ同じことが記されているわけである。「ほぼ」としたのは、『養老』では「山神」なのに、『養老寺縁起』では「白山権現」となっているからであるが、この「山神」「白山権現」はちがいでいうより、むしろ類似というべきもののように思う。

ところで、『養老寺縁起』の②と③の部分には、このように元正天皇の時代のこととして、白山権現の垂跡と養老寺の創建が説かれているのであるが、このうちの白山権現については、養老寺周辺に比較的多くの白山神社が存在することと深い関係があるように思われる。『養老寺縁起』に白山信仰色が顕著なことは鳥居・佐藤両氏の「『養老』の周辺」でも注意されていて、養老寺の奥に白山社が祀られていることが指摘されているが、『養老郡志』によると、養老寺周辺には、つぎのように五つの白山神社のあることが知られるのである。

○白山神社（村社） 上多度村大字鷲巢

○白山神社（村社） 下多度村大字津屋

○白山神社（無格社） 笠郷村大字上之郷

○白山神社（村社） 日吉村大字橋爪

○白山神社（無格社） 養老村大字白石

これらはいずれも創建年月が不明であるが、これらの白山神社の存在は、『養老寺縁起』において、養老寺の創建が白山権現の垂跡とともに説かれ、養老寺の本尊の観音と白山権現が一体だとされていることと深くかわるものであろう。『養老郡志』では、このうちの養老村白石の白山神社について、その由緒として、『養老寺縁起』にみえる白山権現の垂跡譚を引いている。これら『養老寺縁起』の記事や養老寺周辺の白山神社の存在は、白山権現が養老寺創建以前から崇敬されていた地主神であることを物語っている。

つまり、このような養老寺周辺の白山神社の存在は、『養老寺縁起』にみえる白山権現の垂跡が、養老寺にとって、ゆるがせにできない意味をもっていることを示すもの、としてよいであろう。とすれば、現存する『養老寺縁起』に説かれる白山権現の垂跡譚や、白山「観音」一体説は、養老元年（七一七）の養老寺創建の時代までさかのぼることも十分に考えられるのではないだろうか。ひるがえって、これを『養老』との関係でみるならば、このように、養老元年の創建以来、白山権現と一体の関係が想定される養老寺

において、室町時代前期に制作された《養老》の後ジテたる「山神」の影響をうけて、その縁起に白山権現との関係を加えるというようなことは、まったく考えがたいことといえよう。この点における両者の関係は、まず『養老寺縁起』があり、《養老》がそれを取り入れたとして、誤りはあるまい。《養老》の後ジテが「山神」という、他の世阿弥作の脇能にない神名になっているのも、それが地主神たる白山権現を意味しているとすれば疑問は解消するし、《養老》の後場で説かれる山神観音一説も、それが養老寺の縁起をふまえたものとみれば、ごく自然に納得されるのではないだろうか。

さらにいえば、それは後ジテの造形だけでなく、『養老寺縁起』と《養老》そのものの関係についてもいえることであろう。前場をめぐる前項での検討結果とあわせるならば、『養老』が現存の『養老寺縁起』か、あるいはそれ以前の形の『養老寺縁起』に依拠して制作されたことは確実とみてよいと思うのである。

四 世阿弥による《養老》制作の背景

かくて、『養老』の典拠が『十訓抄』や『古今著聞集』などではなく、『養老寺縁起』であることが明らかになっ

てみると、作者たる世阿弥がどのようにして『養老寺縁起』に接したのが問題になってくる。というのも、『養老寺縁起』はその祖形の成立は養老寺の創建時にまでさかのぼると想定されるものの、それはあくまでも美濃という一地方の小寺院の縁起であつて、それが世阿弥の活動していた京の都でひろく流布していたとはいささか考えがたいからである。たとえば、そのことを端的に示しているのが、『碧山日録』長祿四年（一四六〇）三月四日条にみえる養老説話である。その記事はつぎのようなものである。

四日辛巳。隣僧来。語話次曰、昔濃州有^一樵夫^一。売^レ柴養^レ父。々嗜^二醇酎^一。夫每腰^二一大瓢^一、以^レ過^二酒家^一、沽^レ之^一以^レ与^レ父。一日、又採^二柴於山^一、欲^レ踏^二石^一、失^レ足而顛。乃有^二酒香^一。発^レ於石罅^一。以^レ手攫^二之^一、醴泉迸出。因嘗^レ之、其味勝^二於麴酒^一。夫喜而貯^二之於瓢^一、以^レ餽^レ父。日々以^レ爲^レ務也。元正皇帝、以^二靈龜三季九月^一、臨御見^レ之、感激甚矣。便遣^二中使^一、降^二爵於樵夫^一、爲^二濃州太守^一。又改^二元養老^一也。至^レ今、倡優作^二養老龍曲^一、以^レ歌^レ之。聆者皆起^二孝心^一云。日録曰、元正帝以^二慈德^一、臨^二於天下^一、建^二施藥悲田二院^一、賑^レ貧救^レ病。又置^二放生於諸州^一、以^レ禁^二網弋^一矣。是故化^二下民^一、以^レ行^二孝、感^二上蒼^一而出^レ泉。可^レ謂^二帝之至德^一。嗚乎、偉也乎哉。

これは来訪した隣僧が美濃の養老説話を語った記事であるが、隣僧はその説話を孝子譚として語ったようで、その説話をもとに能役者（俳優）が作った『養老瀧曲』つまり『養老』を聞く者はみな孝心を起こす功德があることを語ったのである。これをうけて、聞き手の太極は養老説話を元正天皇の慈悲や徳の現われとして感激しているのだが、ここで隣僧によって語られた養老説話が『十訓抄』と同じ説話であることは贅言を要すまい。これは世阿弥が没してからおよそ二十年ほど後のことであるが、この記事は、そのころの禅林では、養老説話といえ、まず『十訓抄』の説話が想起されたことを示唆していよう。また、世阿弥の『養老』もその『十訓抄』をもとに作られたと理解されていたらしいのであるが、これによって、すくなくとも当時の京の禅林においては、『養老寺縁起』は知られていなかったとみてよいのではあるまいか。そして、そうした事情は、世阿弥によって『養老』が作られたころも変わりはないかと思われ。

しかし、みてきたごとく、『養老』はまず確実に『養老寺縁起』を典拠として作られており、世阿弥が『養老寺縁起』に接していたことは疑いがなく、しからば、世阿弥はいつどのようにして『養老寺縁起』に接したのか。

一般的には、この種の問題は説明がかなわないのがふつ

うだが、さいわい、この件に関しては、それについての有力な材料がある。いうまでもなく、それは冒頭に紹介した明徳四年（一三九三）九月の義満の養老の滝見物である。

もとより、このときに義満たちが『養老寺縁起』を披見したことを伝えるような資料は存在していない。しかし、養老の滝を見物した以上、そのおりに、義満一行が孝子による醴泉発見譚たる『養老寺縁起』に接したことは確実であろう。それが現存の『養老寺縁起』と同じものであったか、それともそれ以前の形のものであったかはわからないが、そうして義満一行に伝えられた『養老寺縁起』は、ただちに御用役者として義満の周辺で活動していた世阿弥の知識となったはずである。もともと、明徳四年の義満の参宮に世阿弥が同行していたかどうかは不明であり、『足利治乱記』によると、九月十九日に帰洛した義満を、江州草津まで、「京中の町頭」とともに「諸道ノ輩」が出迎えているから、「諸道ノ輩」たる世阿弥たち能役者は、そのときの参宮には同行していなかった可能性のほうが高いようにも思われるが、そうであれば、世阿弥は帰洛した義満や義満に同行した武将たちを通じて、『養老寺縁起』に接したのであるろう。そして、義満の観瀑からさほど時日をへないころに、足利將軍家の慶事を祝うための祝言能として、『養老寺縁起』を本説とした『養老』が世阿弥によって作

られたのではないかと思うのである。

むすび

以上、世阿弥作の能《養老》について、《養老》と設定の多くがかさなる『養老寺縁起』に着目し、《養老》が現存の『養老寺縁起』もしくはその祖形の縁起をもとに制作されたことを論証し、それをうけて、明徳四年の義満の養老の滝見物が世阿弥による《養老》制作の背景としてあつたらうことを論じてみた。また、《養老》が制作された時期や、制作の目的などについても一つの推測を提示した。このうち、付随的にのべた、《養老》制作の時期や目的については、それを決定づける直接的な資料はとくにないのだが、世阿弥の御用役者としての環境、御用役者による《養老》のような祝言能の制作が国家の慶事と密接にかかわっていること、《養老》の終曲部に顕著な君臣一体の強調が、想定した制作時期たる明徳・応永初期の將軍をめぐる政治状況にふさわしいこと、などを勘案すると、そう推測されるのである。

また、《養老》がこれまで論じてきたような背景のもとに制作されたらうことは、《養老》が強烈な治世賛美というテーマに貫かれていることによっても裏づけられるであ

らう。《養老》のそのような作意（ねらい）については、その詞章に明らかで、とくに論証するまでもないことであるが、そのなかでも、第3段（シテとワキの応対）の「老ひをだに養はば、まして盛りの人の身に、薬とならばいつまでも、ご寿命も尽きまじき」などは、当時三十六歳で、まさしく「盛りの人」であつた義満を意識したような文辞であることや、第8段（終曲）の、「治まる御代の、君は船、君は船、臣は水、水よく船を、浮かべ浮かべて、臣よく君を、仰ぐ御代とて、幾久しさも、尽きせじや尽きせじ、君に引かるる、玉水の、上澄むときは、下もにごらぬ、滝つ水の、返すがへすも、善き御代なれや、万歳の道に帰らん、万歳の道に帰らん」が、まことに強烈な君臣一体・君臣和合の主張であることなどは、《養老》における治世賛美のしかたとして注目される。このうち、後者の君臣一体観は、他の世阿弥の脇能にもみえるものだが、これはまさしく君臣一体・君臣和合という状況にあつた、当時の政治状況と深くかわる発想であつたものと思われる（「付論」参照）。ひるがえって、典拠となつた『養老寺縁起』をみてみると、そこには治世賛美という要素がほとんどないことに気づく。いうまでもなく、それが世阿弥の付加した要素であり、また、それこそが《養老》の主要な作意（ねらい）だったのである。